

仮称 山梨市中小企業及び小規模企業振興基本条例（案）に対する  
パブリックコメントについて

平成 30 年 2 月 9 日（金）から 2 月 28 日（水）までの間、「仮称 山梨市中小企業及び小規模企業振興基本条例（案）」に対する市民のみなさんのご意見（パブリックコメント）を募集しました。

この結果、ご意見等はありませんでした。ご協力ありがとうございました。

〒405-8501 山梨市小原西 843  
山梨市役所 商工労政課 商工労政担当  
☎22-1111 内線 2362